

要には「開成四年其相掘羅勿薦公、引山北沙陀、攻圍之(可汗)、可汗自殺、國人立勿薦公爲廬駮可汗」と記し、冊府元龜繼襲篇には「開成四年〔彰信可汗〕自殺、國人立勿薦公爲署颯可汗」と見え、更に通鑑開成四年の條の末に註附せる後唐獻祖紀年録には「俄而回鶻宰相勿篤公叛可汗、將圖歸義……國昌(沙陀の朱邪赤心を曰く)因奏、勿篤公爲署颯可汗」と記せり、今此等の記事を比較するに

兩唐書は此の亂を起せる宰相を 掘羅勿と記し、而して掘羅が新たに立てたる可汗を 廬駮特勤とせるに

唐會要は 宰相を 掘羅勿薦公と記し、而して勿薦公が立てられて 廬颯可汗となれりとし

後唐獻祖紀年録には 宰相を 勿篤公と記し、而して勿篤公が立てられて 署颯可汗となれりとし

冊府元龜には 宰相を 勿篤公と記し、而して勿篤公が立てられて 廬颯可汗となれり

とせるものなり、依て此等の記事中、可汗の名に就きて考ふるに廬駮(かふさふ)署颯の同音なるは曰ふ迄も無き事なるが(駮、唐韻蘇合切。颯、唐韻蘇合切)署颯は蓋し署颯の誤にして、署は又全く廬と同音なれば(署は康熙字典に烏感切の外、別に廣韻玉篇に烏合切、集韻類篇に遏合切音始と見ゆ)可汗の名として記さるる此等の三者は皆同一名の異譯に外ならず、而して紀年録の署颯は又署颯を誤りたるものなること疑無し、然るに兩唐書は掘羅勿が廬駮特勤を推して可汗としたりとし、唐會要は國人が勿薦公、冊府元龜及び紀年録は勿篤公を立てて可汗とせりと記せるなれば、もし廬駮特勤と勿薦公若しくは勿篤公とが同一人の稱なるを得ば、此等の史書の記する所は、始めて好く一致するものなりとす、然れども廬駮特勤と勿薦公・勿篤公とは、少くとも同一語を寫したるものとは考ふ可らざるのみならず、唐會要の記事を考ふれば、其の勿薦公といふは掘羅勿薦公の略稱に外ならざるべきこと甚だ明かなりとす、果して然らばこれ宰相掘羅勿薦公が、自から位に上りしことを記せるものにして、兩唐書の記する所とは全く相異なるものと曰はざる可らず、而して冊府元龜及び紀年録に勿篤公と記さるるものも、蓋し勿薦公と同一人にして何れかの一方が薦と篤とを誤りたるものに外ならざること疑無し、思ふに唐會要が初めに掘羅勿薦公と書き、後に之を勿薦公と略記したるは甚だ謂れ無き事にして、掘羅勿は此の外にも當時の部族の名として、又人名としても表はるる一語にして(假令ば唐書回鶻傳に回鶻の九姓の一として掘羅勿 Kurabur の名を記し、又同傳